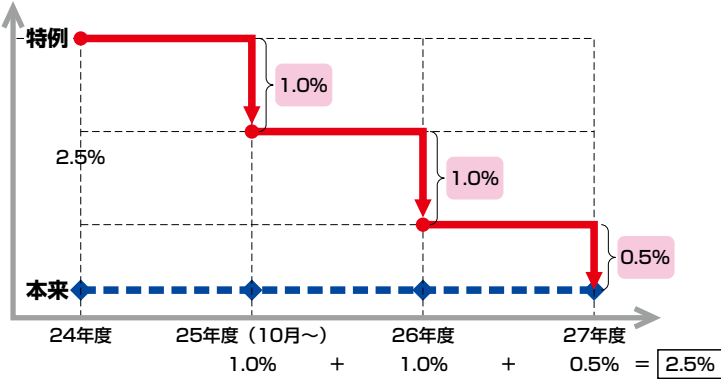




「今帰仁（なきじん）城跡の八重桜」例年1月中旬～2月初旬にかけて（桜まつり開催時期）が見ごろ。
（写真提供：沖縄県今帰仁村）

〈概念図〉仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合



※物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小する。

〈年金額の推移〉

年月	基礎年金	厚生年金（標準世帯）
平成24年4月～	65,541円	230,940円
平成25年10月～(▲1.0%)	64,875円(▲666円)	228,591円(▲2,349円)
平成26年4月～(▲1.0%)	64,200円(▲675円)	226,216円(▲2,375円)
平成27年4月～(▲0.5%)	63,866円(▲334円)	225,040円(▲1,176円)

※仮に物価・賃金が上昇も下落もしないと仮定した場合のもの

この特例水準の解消のスケジュールは、平成二五年一〇月から一・〇％、平成二六年四月から一・〇％引き下げ、平成二七年四月からは本来水準の年金額が支給されることとなっている。そのため、今年の一〇月からは、年金額は一・〇％引き下げられることになる。

具体的には、満額の老齢基礎年金の月額六五、五四一円が、一〇月からは六六六円引き下げられて六四、八七五円となり、標準世帯（夫が平均的収入（平均標準報酬三六・〇万円）で四〇年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯）の老齢厚生年金は月額二三〇、九四〇円が、二、三四九円引き下げられて二八、五九一円になる。

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」開始

日本年金機構は、一月末から「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を開始した。この

キャンペーンの開始にあたり、機構では、ポスターやパンフレットにより記録確認を呼びかけている。パンフレットでは、「あなたの気になる年金記録・もう一度、ご確認を」と呼びかけ、その裏面に、「未加入」となっている期間、共済組合員期間を除くチェックのために全部で二項目の「年金記録確認のチェックポイント」があげられている。

なお、キャンペーンの実施にともない、機構では記録の再確認に関するお知らせを送付する。

年金受給者（昭和六一年三月以前に受給権が発生した旧法の老齢年金の受給者を除く）には、平成二五年二月から一〇月に「年金記録確認のお願い」が送付され、厚生年金保険や国民年金の加入者には、毎年の誕生日に送付されている「ねんきん定期便」で通知される。

なお、過去に年金に加入していた人で現在年金を受給していない六〇歳以上の人には、平成二五年八月に「年金記録確認のお願い・住民票コード登録のお願い」が送付される。

また、このキャンペーンをうけて「ねんきんネット」には、「持ち主不明記録検索」機能が追加された。この機能は、現在持ち主が不明の年金記録をインターネット上で検索できるサービスである。

日本年金機構理事長に
水島藤一郎氏

日本年金機構の二代目の理事長に水島藤一郎氏が就任した。水島氏は、平成一八年一〇月に新設された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の初代理事長を務め、平成二四年三月に退任した。

前理事長の紀陸孝氏は、昨年一月に再任されたが、改革に一定の区切りがついたことから、任期を約一年残して交代することとなった。

Topics

平成二五年四月からの年金額は据置き。一〇月から一・〇％引下げ

2013 . 2. 5 February

Vol. 645

年金報

発行所 社団法人日本国民年金協会
編集発行人 河野 暁

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894

http://www.nenkin.or.jp/
E-mail: koho08@nenkin.or.jp

振替 東京00190-2-77193

年間購読料 1,890円（税込・送料共）
（昭和34年3月30日第3種郵便物認可）

Contents

2

日本国民年金協会臨時総会

日本国民年金協会の臨時総会が開催され、本年3月末に解散することが承認されることとなった。

4 ~ 5

取材等の一覧掲載

「市区町村の声」、「国民年金 いま現場は」、「頑張る!ブロック本部・年金事務所」、「頑張る!年金事務所」、「series年金改革」、「地方分権10年と国民年金事務」の取材等の一覧を掲載する。

6

創刊号から100号ごとの第一面

創刊号である昭和34年2月号から600号となる平成21年5月号のまでの100号ごとの一面を掲載する。

7

協会の解散に寄せて

日本国民年金協会の解散にあたって寄稿していただいた。

8

グラビアの思い出

臨時総会を開催

社団法人日本国民年金協会

(社)日本国民年金協会は二月一日、東京都千代田区のルポール麹町において臨時総会を開催し、日本国民年金協会の解散に係る審議が行われた。この臨時総会は、厳しい財政状況や会員に意見を求めたアンケート結果を踏まえ、昨年十一月の理事会で諮られた『日本国民年金協会のあり方』の審議により開催に至った。



冒頭、臨時総会の出席者が定数以上であることが報告され、阿部恂会長が臨時総会開催にあたっての挨拶を述べた。

議事は阿部恂理事長が議長を務め、議事録署名人に加藤栄一理事、高辻二郎理事が選任された。審議案は次の四件、

▼第一号議案

「社団法人日本国民年金協会解散の件」

▼第二号議案

「残余財産処分の件」

▼第三号議案

「精算人の選任の件」

▼第四号議案

「平成二十四年度収支決算及び精算完了時の決算の件」。

第一号議案の「社団法人日本国民年金協会解散の件」は、平成二十四年度収支見込や会員アンケートの結果が示され、財政上の理由から平成二五年三月三日をもって日本国民年金協会を解散することについて審議された。これについて、「協会の解散は残念だが、昭和三四年から毎月発行してきた『年金広報』は、大変役に立っており引き続き何らかの方法で発行できないのか」との意見があった。事務局からは、「昨年来、会員の皆

様から、引き続き『年金広報』を発行してほしいとの多くの意見が寄せられている。年金関係の公益法人より、コンセプトを承継し『年金広報』をWEB版で発行したいと申し入れがあり、間もなくWEB版の『年金広報』が提供されるため、引き続き愛読いただける」と回答があった。

第二号議案は、解散時に有する残余財産は類似の目的をもつ公益法人を選定することが難しいことなどから国庫へ寄附することが諮られた。これには、「残余財産見込みの約二五〇万円は、その全額を国庫に寄附することになるのか」との質問があり、解散後には精算事務費が必要となり、決算残余はその弁済に充当される。それでも残余が生じた場合には国庫に寄附する旨説明があった。

第三号議案では河野暁専務理事が精算人として選任、承認された。その後、第四号議案の平成二十四年度収支決算及び精算完了時決算は、監事による決算監査を経て理事会において承認することが決められた。

議案四件はすべて提案どおり承認され、臨時総会が閉会した。

臨時総会

阿部恂会長

挨拶



本日、社団法人日本国民年金協会の臨時総会を開催しましたところ、お忙しいところ多数の方々のご出席をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

年金制度をめぐる動きとしては、先週、発足後初めてとなる社会保障制度改革国民会議が開かれました。会議では、一体改革関連法で本年八月二日まで結論を得ると定められていますが、いままでいたすに年金制度の不信をおもえるだけの議論や、年金と生活保護をごっちゃにしたような、でももしない最低保障年金といった議論が多かっただけに、国民が本当に安心して加入し、保険料を納め年金を受け取ることでできる正しい年金制度への議論の出発点としてほしいと思うものです。

年金制度は、国民の深い理解とそれに基づく信頼の上で協力



が必要です、次世代につなぐ強い絆として築かなければなりません。特に、国民年金においては、国民年金の発定時と比べて市区町村の担当する業務は変わりましたが、市区町村の果たす役割の大きいことは少しも変わっていません。市区町村と年金事務所、年金行政、年金関係団体とのより緊密な連携が必要なのは、必ずです。ところが実態はむしろ逆に見えます。行政側がどんどん遠ざかっているのではないのでしょうか。

私も日本国民年金協会は、国民皆年金を目指して活動された都道府県知事、市町村長、地方議会議長をはじめ関係する人々の運動拠点として、昭和三四年三月に設立された団体であり今日まで事業を続けてこられたのも、地方六団体の首長の熱意、これを受け継いでこれら都道府県、市区町村の方々のご尽力などによるものです。当協会の使命は、国民年金制度を充実発展させるため、制度の普及、進歩、改善に寄与することであり、現在においてもその使命は何ら変わりはありません。これまで当協会は、会員及び関係者の皆様に『年金広報』や国民年金制度への理解を深めるための各種資料などを提供してきました。ところが行政当局は市区町村への広報や、情報提供、啓発活動への意義を十分に

理解せず、インターネットに載せているからいいや、といった調子でのなげやりとも見られかねない姿勢の中で終始してきました。こうした事態をはねのけ、

昨今のこうした環境のなか、これまでも会員の皆様のご理解をいただき事業の見直しや経費の削減など経営努力をし、事業運営を継続して参りましたが財政状況は極めて厳しい状況にあります。

協会のあり方については、昨年の定期総会で会員の皆様にご説明申し上げ、アンケートにもご協力を賜りましたが、協会の存続を望むご意見が多く寄せられたのですが、なかなか妙案もなく事業を継続することが困難となりました。いわば「刀折れ、矢つき」とでもいった中で戦死、いや、会員の皆様に協会の解散をお諮りするための総会でございます。どうぞ宜しく審議のほど宜しくお願いします。

年金制度の前線に立つ会員の皆様にとっては、年金行政の構造的な変化など激動の時代だけに様々に困難や難しい課題が生じていますので今後とも皆様のご苦勞が絶えないことですが、国民年金制度の運営、正しい国民制度の発展、いや日本の輝かしい未来のために引き続きご尽力を賜りたいとお願ひして開会のご挨拶にかえたいと思ひます。

「年金広報」

の廃刊にあたって

昭和三十四年二月に、時の当協会会長であった内閣総理大臣の故鳩山一郎氏の下、「国民年金弘報」として第一号が発刊された現「年金広報」は、当協会が厳しい経営環境により解散することに伴って、本号第百四十五号をもって廃刊することとなりました。

もとより本紙の主眼は、公的年金制度の啓発、普及、広報にあるわけですが、振り返って見ますと、我が国の公的年金制度は戦前の「公務員」や「サラリーマン」を対象とした「共

済年金」「厚生年金」に続いて昭和三十六年には、農業や商業医師や弁護士などいわゆる自営業の方々を対象とした「国民年金」がスタートし、全国民が加入するという「国民皆年金体制」になったわけです。

この様に、年金は制度の成り立ちから分立した制度となっていますが、これまでも内容は逐次改善され、今では全国民均一の「基礎年金」と上乗せの「所得比例年金」の二階建てで運営されています。加入者である国民に変わりはありませんが、保

険料の徴収や年金の支払、年金相談といった手続きなどを行う実施窓口機関については、国で言えば「厚生省」がやがて「厚生労働省」になり、「社会保険庁」が廃止され、今では民間組織の「日本年金機構」がその一部を取り扱うようになりました。

都道府県、市区町村にあって、年金担当部署が廃止されたり、「市民課」、「住民課」や健康保険も取り扱う「国保・年金課」になるなど、時の政治や行政の都合によって種々変化し、その都度加入者である国民に

「戸惑い」や「混乱」を引き起し、その後の年金不信の一端になったのではないかと思われるがごとき有様でした。

しかしながら、公的年金制度は、個人が任意に加入し、積み立てた保険料とその上に若干の利息を上乗せした金額を、老後に年金として返還してもらうという民間生命保険会社の「私的年金」とは全く異なります。

日本国民は全員強制加入で、保険料を必ず納める義務がありますが、同時に世代を超えて老後の所得を支え合うという意味で、年金の原資となる財源には一般の税金（国税）が、国庫負担という形で、かつてはその三

分の一が、現在では半分が投入されています。正に日本国民の老後の所得保障の中核をなす大切な制度です。

制度に加入する国民と、制度を運営する行政サイドのどちらか一方でも、この年金の理念を忘れるならば、単に制度が崩壊するばかりか、国民の不幸につながりかねません。

今後共、公的年金制度が永続的に維持され、国民が安心して老後生活を送れることを念願しつつ筆を置くこととします。

長い間のご愛顧に感謝！

(社)日本国民年金協会 専務理事
編集発行人 河野 暁

年金広報は年金関係の公益法人からWEB版で

年金情報紙「年金広報」は、新しいスタイルの「WEB版・年金広報」として皆様にお届けされます。

これまでのコンセプトを承継しながら、新しいニーズにもお応えできるよう、また、ごなかでも気軽に利用できる姿に生まれ変わります。ご期待ください。

「WEB版・年金広報」は、年金関係の公益法人が、毎月情報を更新し皆様にお届けします。このままの「年金広報」と同様によりしくお願います。

これまで紙面ではなかなか難しかったのですが、これからは市区町村のご担当者の皆様をはじめ多くの方々のご意見やご指導を賜り、皆様のお役に立ち、喜んでもらえる多くの情報を発信することとします。

なほ、詳しいことは、改めて

ご案内しますので、ご愛読のほどよりしくお願いいたします。

年金情報紙「年金広報」は、当協会が発足した昭和三十四年から毎月発行してきました。創刊号は「国民年金弘報」その後「こねん弘報」、平成二年一月から「年金広報」としてカラー版で市区町村の国民年金のご担当の皆様、年金委員の皆様、年金事務所の職員の皆様に年金情

報紙としてお届けしてきましたが、日本国民年金協会が、平成二五年三月三十一日をもって解散することとなり、残念ながら本号百四十五号が最終号となりました。

五四年の永きに亘りありがとうございました。また、お忙しいなか取材にご協力を賜りました皆様方に心よりお礼を申し上げる次第です。

日本国民年金協会の使命は新しいNPO法人に

市区町村の皆様と半世紀以上にわたり活動してきた日本国民年金協会が財政上の理由などにより解散します。

年金制度にとって国と地方を通じた広報・啓発や職員研修の事業などは、これまで以上に重要となっていく中の協会の解

散は真に残念です。

そこで、新たに協会の事業を承継する全国的な組織としてNPO法人を設立する動きがあります。新たな法人は、これまでの協会と同様に市区町村の皆様のご理解とご協力をいただき、年金制度の円滑な運営の一助と

なればと考え次のような事業を予定しています。

主な事業としては、①国民年金広報活動支援事業／全国都市国民年金協議会の支援、住民を対象とした年金知識啓発②情報提供事業（WEB版の年金情報（トピックス、国民年金の解

説）／市区町村の国民年金関係者への情報提供③研修会の開催／市民向けの年金講習会、実務者向けの研修会④年金委員活動支援事業／年金委員向けセミナーの開催、年金委員向け情報提供、年金委員向け冊子制作などを予定しています。

国民年金は、市区町村がその第一線にあって住民と丁寧につとと進めることが遠回りの

ようですが一番の近道でしょう、そもそも国民年金は一人一人と対話しながら進める制度なのですから。

国民年金制度を第一線で担う市区町村と国と日本年金機構が、これまでに増して連携を図り進めることが必要です。新たなNPO法人がその潤滑剤の役割になることを期待するものです。

国民年金にゆとりをプラス。 自分で入る公的な個人年金。

老後まで
トク!

●掛金は全額所得控除で税金もお得。

●掛金は自由に設定。

※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後から
ラク!

●基本は終身年金。
だから、一生涯お受け取り。

●万が一の時にはご家族に一時金も。

※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。（B型を除きます。）

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は

フリーダイヤル 0120-65-4192

※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

国民年金基金

ご職業ごとに加入できる職能型もあります。くわしくはホームページをご覧ください。

www.npfa.or.jp 国民年金基金 検索



ありがとうございました

市区町村の声

(平成一七年九月号〜平成二五年一月号)

東京都 豊島区	平成一七年 九月号
福島県 二本松市	平成一七年一〇月号
神奈川県 小田原市	平成一七年一二月号
滋賀県 守山市	平成一七年一二月号
鳥取県 三朝町	平成一八年 一月号
埼玉県 川口市	平成一八年 二月号
愛知県 半田市	平成一八年 三月号
山梨県 身延町	平成一八年 四月号
大分県 津久見市	平成一八年 五月号
新潟県 見附市	平成一八年 六月号
栃木県 足利市	平成一八年 七月号
京都府 宇治市	平成一八年 八月号
青森県 青森市	平成一八年 九月号
宮城県 岩沼市	平成一八年一〇月号
高知県 高知市	平成一八年一二月号
島根県 大田市	平成一八年一二月号
秋田県 大仙市	平成一九年 一月号
福井県 勝山市	平成一九年 二月号
茨城県 つくば市	平成一九年 三月号
岡山県 玉野市	平成一九年 四月号
宮崎県 小林市	平成一九年 五月号
長崎県 時津町	平成一九年 六月号
静岡県 磐田市	平成一九年 七月号
岐阜県 飛騨市	平成一九年 八月号
香川県 綾川町	平成一九年 九月号
千葉県 茂原市	平成一九年一〇月号
岩手県 二戸市	平成一九年一二月号
長野県 飯山市	平成一九年一二月号
山形県 天童市	平成二〇年 一月号
富山県 入善町	平成二〇年 二月号
熊本県 上天草市	平成二〇年 三月号
愛媛県 八幡浜市	平成二〇年 四月号
山口県 萩市	平成二〇年 五月号
群馬県 明和町	平成二〇年 六月号
三重県 鳥羽市	平成二〇年 七月号
奈良県 生駒市	平成二〇年 八月号
北海道 伊達市	平成二〇年 九月号
福岡県 志免町	平成二〇年一〇月号
神奈川県 大和市	平成二〇年一二月号
石川県 津幡町	平成二〇年一二月号
兵庫県 神戸市	平成二二年 一月号
佐賀県 佐賀市	平成二二年 二月号
滋賀県 野洲市	平成二二年 三月号
大阪府 柏原市	平成二二年 四月号
東京都 武蔵野市	平成二二年 五月号
鹿児島県 長島町	平成二二年 六月号
大分県 竹田市	平成二二年 七月号
和歌山県 みなべ町	平成二二年 八月号
広島県 北広島町	平成二二年一〇月号
徳島県 小松島市	平成二二年一二月号
沖縄県 うるま市	平成二二年一二月号
香川県 高松市	平成二三年 一月号
静岡県 富士市	平成二三年 三月号
神奈川県 綾瀬市	平成二三年 四月号
埼玉県 草加市	平成二三年 五月号
岡山県 倉敷市	平成二三年 七月号
長野県 上田市	平成二三年 八月号
福島県 いわき市	平成二三年 九月号
秋田県 秋田市	平成二三年一〇月号
群馬県 太田市	平成二三年一二月号
長崎県 佐世保市	平成二三年一二月号
宮崎県 宮崎市	平成二三年 一月号
兵庫県 多可町	平成二三年 三月号
岐阜県 岐阜市	平成二三年 五月号
福島県 白河市	平成二三年 七月号
香川県 三豊市	平成二三年 八月号
宮城県 石巻市	平成二三年 九月号
岩手県 盛岡市	平成二三年一〇月号
新潟県 燕市	平成二三年一二月号

国民年金、いま現場は

(平成一六年二月〜平成二二年二月)

神奈川県 横須賀市	平成二三年一二月号
熊本県 熊本市	平成二四年 一月号
新潟県 長岡市	平成二四年 四月号
奈良県 奈良市	平成二四年 五月号
愛媛県 松山市	平成二四年 八月号
北海道 鹿追町	平成二四年 九月号
千葉県 佐倉市	平成二四年一〇月号
秋田県 湯沢市	平成二四年一二月号
埼玉県 志木市	平成二四年一二月号
徳島県 徳島市	平成二五年 一月号
三重社会保険事務局・津社会保険事務所	平成一七年 七月号
富山社会保険事務局・富山社会保険事務所	平成一七年 九月号
山形社会保険事務局・山形社会保険事務所	平成一七年一〇月号
北海道社会保険事務局・札幌東社会保険事務所	平成一七年一二月号
鳥取社会保険事務局・鳥取社会保険事務所	平成一七年一二月号
群馬社会保険事務局・前橋社会保険事務所	平成一八年 二月号
山口社会保険事務局・宇部社会保険事務所	平成一八年 四月号
静岡社会保険事務局・静岡社会保険事務所	平成一八年 五月号
熊本社会保険事務局・熊本西社会保険事務所	平成一八年 六月号
和歌山社会保険事務局・和歌山東社会保険事務所	平成一八年 八月号
山梨社会保険事務局・甲府社会保険事務所	平成一八年 九月号
八王子社会保険事務所	平成一八年一〇月号
石川社会保険事務局・金沢北社会保険事務所	平成一八年一二月号
徳島社会保険事務局・徳島北社会保険事務所	平成一八年一二月号
広島社会保険事務局・福山社会保険事務所	平成一九年 一月号
福島社会保険事務局・福島社会保険事務局白河事務所	平成一九年 二月号
高知社会保険事務局・高知東社会保険事務所	平成一九年 四月号
鹿児島社会保険事務局・加治木社会保険事務所	平成一九年 五月号
佐賀社会保険事務局・佐賀社会保険事務所	平成一七年 六月号
香川社会保険事務局・高松西社会保険事務所	平成一七年 五月号
岐阜社会保険事務局・岐阜北社会保険事務所	平成一七年 四月号
岩手社会保険事務局・盛岡社会保険事務所	平成一七年 二月号
長野社会保険事務局・長野南社会保険事務所	平成一六年一二月号
秋田社会保険事務局・秋田社会保険事務所	平成一六年 七月号
福井社会保険事務局・福井社会保険事務所	平成一六年 六月号
愛媛社会保険事務局・松山東社会保険事務所	平成一六年 五月号
新潟社会保険事務局・新潟西社会保険事務所	平成一六年 二月号
島根社会保険事務局・松江社会保険事務所	平成一六年 二月号

取材にご協力いただき、

- 愛知社会保険事務局・豊橋社会保険事務所
平成一九年 六月号
- 神奈川社会保険事務局・川崎社会保険事務所
平成一九年 七月号
- 福岡社会保険事務局・南福岡社会保険事務所
平成一九年 八月号
- 兵庫社会保険事務局・尼崎社会保険事務所
平成一九年 九月号
- 岡山社会保険事務局・岡山西社会保険事務所
平成一九年一〇月号
- 青森社会保険事務局・青森社会保険事務所
平成一九年十一月号
- 奈良社会保険事務局・奈良社会保険事務所
平成一九年十二月号
- 滋賀社会保険事務局・草津社会保険事務所
平成二〇年 二月号
- 大分社会保険事務局・大分社会保険事務所
平成二〇年 三月号
- 栃木社会保険事務局・宇都宮西社会保険事務所
平成二〇年 五月号
- 茨城社会保険事務局・水戸南社会保険事務所
平成二〇年 八月号
- 埼玉社会保険事務局・浦和社会保険事務所
平成二〇年 九月号
- 千葉社会保険事務局・幕張社会保険事務所
平成二〇年一〇月号
- 宮城社会保険事務局・仙台北社会保険事務所
平成二〇年十一月号
- 京都社会保険事務局・舞鶴社会保険事務所
平成二〇年十二月号
- 宮崎社会保険事務局・宮崎社会保険事務所
平成二一年 二月号
- 沖縄社会保険事務局・コザ社会保険事務所
平成二一年 三月号
- 長崎社会保険事務局・長崎南社会保険事務所
平成二一年 五月号

- 大阪社会保険事務局・堺西社会保険事務所
平成二一年 六月号
- 秋田社会保険事務局・本荘社会保険事務所
平成二一年 七月号
- 富山社会保険事務局・富山社会保険事務所
平成二一年 八月号
- 長野社会保険事務局・小諸社会保険事務所
平成二一年 九月号
- 島根社会保険事務局・出雲社会保険事務所
平成二一年一〇月号
- 福井社会保険事務局・武生社会保険事務所
平成二一年十一月号
- 新潟社会保険事務局・新潟東社会保険事務所
平成二一年十二月号
- 四国ブロック本部・善通寺年金事務所
平成二二年 二月号
- 近畿ブロック本部・福島年金事務所
平成二二年 三月号
- 九州ブロック本部・東福岡年金事務所
平成二二年 四月号
- 中部ブロック本部・岐阜南年金事務所
平成二二年 五月号
- 北海道ブロック本部・札幌北年金事務所
平成二二年 六月号
- 東北ブロック本部・東北福島年金事務所
平成二二年 七月号
- 北関東ブロック本部・川越年金事務所
平成二二年 八月号
- 中国ブロック本部・広島西年金事務所
平成二二年 九月号
- 南関東ブロック本部・千葉年金事務所
平成二二年一〇月号

頑張るブロック本部・年金事務所
(平成二二年二月号～一〇月号)

- 松山西年金事務所
平成二二年十一月号
- 兵庫年金事務所
平成二二年十二月号
- 富士年金事務所
平成二三年 一月号
- 武雄年金事務所
平成二三年 二月号
- 高崎年金事務所
平成二三年 三月号
- 花巻年金事務所
平成二三年 四月号
- 四日市年金事務所
平成二三年 五月号
- 新さっぽろ年金事務所
平成二三年 六月号
- 高津年金事務所
平成二三年 七月号
- 熊本東年金事務所
平成二三年 八月号
- 岡山東年金事務所
平成二三年 九月号
- 弘前年金事務所
平成二三年一〇月号
- 高知西年金事務所
平成二三年十一月号
- 山口年金事務所
平成二三年十二月号
- 中野年金事務所
平成二四年 一月号
- 阿波半田年金事務所
平成二四年 二月号
- 和歌山西年金事務所
平成二四年 三月号
- 水戸北年金事務所
平成二四年 四月号
- 小松年金事務所
平成二四年 五月号
- 高松東年金事務所
平成二四年 六月号
- 岩見沢年金事務所
平成二四年 七月号
- 浜田年金事務所
平成二四年 八月号
- 中福岡年金事務所
平成二四年 九月号
- 松戸年金事務所
平成二四年一〇月号
- 米沢年金事務所
平成二四年十一月号
- 大手前年金事務所
平成二四年十二月号
- 新宿年金事務所
平成二五年 一月号

頑張る年金事務所
(平成二二年十一月号～平成二五年一月号)

- 神奈川県立保健福祉大学教授・山崎泰彦 様
平成二二年 一月号
- 目白大学人間学部人間福祉学科教授・宮武剛 様
平成二二年 二月号
- 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授・江口隆裕 様
平成二二年 三月号
- 国際医療福祉大学大学院教授・渡辺俊介 様
平成二二年 四月号
- 日本放送協会学園非常勤講師・都村敦子 様
平成二二年 五月号
- 一橋大学経済研究所特任教授・高山憲之 様
平成二二年 六月号
- 上智大学名誉教授・堀勝洋 様
平成二二年 七月号
- 慶應義塾大学経済学部教授・駒村康平 様
平成二二年 八月号
- 山口県立大学社会福祉学部教授・田中耕太郎 様
平成二二年 九月号
- 早稲田大学大学院客員教授・梶本章 様
平成二二年一〇月号
- 前こども未来財団理事長・酒井英幸 様
平成二二年十一月号
- 地方分権一〇年と国民年金事務
(肩書は当時のもの)
平成二二年十二月号
- 横須賀市市民部窓口サービス課国民年金担当・北野智子 様
平成二四年 七月号
- 神戸市東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・北区・西区・北須磨支所の国民年金担当の皆様
平成二四年 八月号
- 神戸市保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課国民年金係・林友美 様
平成二四年 九月号
- 埼玉県志木市・長沼明市長
平成二四年十一月号

series 年金改革
(平成二二年一月号～十一月号)



創刊号から100号までの第1面

●創刊号



●100号



●200号



●300号



●400号



●500号



●600号



協会の解散を惜しむ

神奈川県立保健福祉大学名誉教授

山崎 泰彦

国民年金創設の功労者と言え、自民党の野田卯一さんと厚生省の小山進次郎さんが双璧。野田さんの『国民年金法と改正』、小山さんの『国民年金法の解説』は、私にとって門外不出の座右の書である。

小山さんは、卓越した行政官であり、学者肌の理論家でもあった。私に年金研究の機会を与えていただき、この世界に導いて下さった恩人である。また、小山門下で前掲書の分担執筆者でもあった岡本和夫さん、高橋

これまでを振り返って

神戸市 林 友美

国民年金業務に従事するようになってから、自分でも驚くほど月日が経ちました。

その月日を振り返ると、前半は「多くを得た日々」であり、後半は「多くを失った日々」であったように思われます。「得たもの」「失ったもの」とは、協力し合う「仲間」、住民からの「信頼」、蓄積した「知識」(ノウハウ)でしょうか。

年金担当として配属されてす

国民年金協会の解散を迎えるにあたって

『年金広報』編集部

『国民年金広報』は、平成二二年一月の日本年金機構発足を機に、その名称を『年金広報』と変え、紙面をカラー印刷とするとともに、年金制度全般に関する情報紙・広報紙とすることを目指しました。

国民年金制度は、昭和三六年四月に制度が発足して以来、着実に発展を遂げ、国と市区町村

三男さんは、私が社会保障研究所に在籍中、それぞれ常務理事、総務部長をされており、創設時の苦労話をよくお聞きしたものであった。

当時の私は二十歳代半ばから三十歳代前半。これらの偉大な先達の語りに、身を乗り出すような思いで耳を傾けた。こうした耳学問から多くのことを学んだように思う。

野田卯一さんは、国民年金法

後半の日々は、それまでとは真逆でした。「地方分権」に「社会保険庁解体」という時代の流れとともに、その「宝物」が次々と失われていく不安との闘いだったような気がします。

こうした両極端な経験をさせていただいたからこそ理解できたことは、年金行政にとって何が大事か、それは、やはり「その歴史」と「経験」を継承し、それを十分踏まえて改革することの必要性です。

年金制度の歴史は、住民の方々にとって「人生の足跡」であり、その足跡を「年金記録」

制定後も、長く国民年金協会の会長を務められ、制度の普及に尽力された。「国民年金広報」、「年金叢書」、「国民年金法の解説」は、私にとっても貴重な情報誌・解説書であった。

また、全国各地で開催された協会主催の講習会に、講師としてお招きいただいた。その際、会場での質疑や地元の関係者の方々のお話をお聞きするのも勉強になった。私の年金業務の現

という形で残していくことが私たちの責任だと思うのです。組織が変わろうと、立場が変わろうと、それは誰かが継承していかなければならないものはずです。

これまでの年金行政において「日本国民年金協会」という組織が、市区町村職員の知識向上やノウハウの継承のために「セミナー」や「講習会」を開催したり、「年金広報」(国年弘報)やしるべの発行を通して年金制度の普及にご尽力いただいたこと、多くの人々の「人生の足跡」を共に残していただいたことに

催された全国都市国民年金協議会では、地方分権と機構発足以後大きく様変わりしてきた国民年金事務について、国から積極的に市区町村との協力連携を求め、このところの姿勢に変わり、それまでの全国都市国民年金協議会の様相を一変させる画期的なものでした。

こうしたなか、全国都市国民年金協議会の多くの会員市区からは、国民年金協会と『年金広報』に対して、地方自治体と国とのパイプ役として存続しては

場への関心もそうした中で自然に培われた。

さて今日、年金・社会保障制度の持続可能性を高める上で、国と地方を通じた広報・啓蒙や職員研修の事業がこれまで以上に重要になっている。そのような時代の要請にもかかわらず、協会が暮を閉じてしまつのは残念でならない。いつの日か協会の事業を継承する全国組織が生ずる日を待ち望む。

心から感謝申し上げます。

このたび「日本国民年金協会」が解散されるということで、正直なところ、また「仲間」を失うような寂しさを味わっています。

最後に一言。年金行政において、市区町村職員(自分)がすべきこと、できることは何でしょうか。

どのような時代、どのような立場になっても、「一人でも多くの人(住民)」に「良かった」と思ってもらえる人生の足跡を残すこと。」それしかないのかもしれません。

しいとの期待の声が聞こえてくるようになりました。その協会が解散のやむなきに至り、国民年金事務を発足以来第一線で担ってきた市区町村への情報提供・橋渡し役をいったいどこが担うことになるのでしょうか。

好評発売中

「年金図書」平成24年度改訂のご案内



● 国民年金ハンドブック (平成24年度版)

A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)

制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。



● 年金相談の手引 (平成24年度版)

A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)

国民年金・厚生年金の受給要件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。



● 年金相談AからZ (平成24年度版)

B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)

東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。



● 現場力を高める!! 年金相談Q&A (平成24年度版)

Vol.1 老齢年金-加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金-年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)

年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。



● 国民年金法総覧 (平成24年4月版)

B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)

法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。

株式会社 社会保険研究所

東京 ☎ (03) 3252-7901 関西 ☎ (06) 6765-7836
中部 ☎ (052) 951-0261 中国 ☎ (082) 223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>



年金広報を彩った、各地の四季折々

(2010年1月号～2013年2月号)



2011年1月号 第3回富士山百景写真コンテスト
入選作品『早春の香り』 (写真提供 富士市)



2012年3月号 秋間梅林
(写真提供 群馬県安中市)



2012年4月号 三春滝桜
(写真提供 福島県三春町)



2011年6月号 北アルプスと樽池自然園の水ばしう
(写真提供 長野県小谷村)



2010年7月号 博多祇園山笠・追い山
(写真提供 福岡市)



2011年8月号 長岡まつり大花火大会
(写真提供 長岡市)



2011年10月号 横浜みなとみらい21の夜景
(写真提供 横浜市)



2012年9月号 小林市の生駒高原に咲き誇る100万
本のコスモス (写真提供 宮崎県小林市)



2012年10月号 岐阜県・可児市花フェスタ記念公園
「秋のバラまつり」 (写真提供 花フェスタ記念公園)



2011年2月号 SL 雪の原野ゆく
(写真提供 釧路市)



2011年11月号 国立公園十和田湖湖畔
(写真提供 秋田県鹿角市)



2011年12月号 SENDAI光のページェント
(写真提供 仙台市観光交流課)

写真のご提供ありがとうございました。…2010年3月号 柳川雛祭りさげもんめぐり (福岡県柳川市) / 2010年8月号 秋田竿燈まつり (秋田市) / 2010年9月号 瀬戸内海の7つの島 (高松市) / 2010年10月号 川越まつりの山車曳きかせ (社団法人小江戸川越観光協会) / 2010年11月号 去川の大銀杏 (宮崎市) / 2010年12月号 神戸ルミナリエ (神戸市) / 2011年3月号 河津川沿いの河津桜 (河津町観光協会) / 2011年4月号 上田城の桜 (長野県上田市) / 2011年5月号 「となみチューリップフェア」チューリップタワー (富山県砺波市) / 2011年7月号 幌見峠のラベンダー畑 (札幌市) / 2011年9月号 仙石原すすき草原 (神奈川県箱根町) / 2012年1月号 「ダイヤモンド富士」 (山梨県富士川町) / 2012年2月号 兼六園 (金沢市) / 2012年5月号 フラワーパーク浦島 (香川県三豊市) / 2012年6月号 初夏の世界谷地原生花園 (せかいやちげんせいかえん) に群生するニッコウキスゲ (宮城県栗原市) / 2012年7月号 相馬野馬追 (相馬野馬追執行委員会) / 2012年8月号 そば畑と木曽御嶽山 (長野県木曽町) / 2012年11月号 唐松の黄葉と梓川 (上高地) (長野県松本市) / 2012年12月号 京都・嵐山花灯路 (京都・花灯路推進協議会) / 2013年1月号 朝焼けの富士山 (静岡県御殿場市) / 2013年2月号 今帰仁城跡に2月に咲く桜 (沖縄県今帰仁村)